

秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて

秦野市学校給食の実施に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

学校給食法第 4 条の規定に基づく学校給食の実施について、必要な事項を定めるため、制定するものであります。

秦野市学校給食の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）別表第1に掲げる小学校に在籍する児童及び別表第2に掲げる中学校に在籍する生徒並びにこれらの学校に勤務する教職員その他の規則で定める者（次条及び第5条において「教職員等」という。）を対象に学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員等から学校給食費を徴収するものとし、その額は規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 保護者等及び教職員等は、学校給食費を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、規則で定めるところにより学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(秦野市学校給食運営審議会の設置)

第7条 教育委員会の附属機関として秦野市学校給食運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、学校給食の実施に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。
- 3 審議会は、10名以内の委員により組織する。
- 4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 小学校における学校給食については、令和4年4月1日からこの条例の規定を適用する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第78号を第79号とし、第77号の次に次の1号を加える。

(78) 秦野市学校給食運営審議会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第77号まで」を「前条第1号から第78号まで」に改め、同条第2項中「前条第78号」を「前条第79号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市学校給食運営審議会の委員	日額 7,800円
-----------------	-----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第77号まで」を「条例第1条第1号から第78号まで」に、「条例第1条第78号」を「条例第1条第79号」に改める。

秦野市学校給食の実施に関する条例施行規則制定案要綱

1 保護者に準じる者

条例第 2 条第 3 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法第 4 7 条第 3 項の規定により監護について必要な措置をとる児童福祉施設の長等
- (2) その他保護者に準じる者として教育長が認める者

2 児童及び生徒以外の学校給食の対象者

条例第 3 条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 秦野市立学校の設置に関する条例別表第 1 に掲げる小学校又は別表第 2 に掲げる中学校に勤務する教職員
- (2) 調理業務に従事する職員（調理業務に係る受託事業者の職員を含む。）
- (3) 学校給食主管課職員のうち学校給食に係る事務を担当するもの
- (4) 臨時に学校給食の喫食を希望する者（臨時喫食者）

3 学校給食の実施基準回数

学校給食の実施基準回数は、年度ごとに定めること。

4 学校給食の申込み

学校給食を受けようとする児童又は生徒の保護者等、教職員等及び臨時喫食者は、学校給食申込書を提出しなければならないこと。

5 学校給食の停止及び欠食

児童若しくは生徒又は教職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める期間、その者の学校給食を停止し、又は欠食とするものとする。

- (1) 食物アレルギー等の疾患により牛乳、牛乳以外の学校給食又は学校給食の全部を摂取することができないことについて、医師の診断を受けている場合 これらを摂取することができない期間
- (2) 7 日以上連続して学校給食を受けることができない場合 学校給食を受けることができない期間
- (3) その他教育長が特に必要であると認める場合 教育長が認める期間

6 学校給食費の額

条例第 4 条の規定により規則で定める学校給食費の額は、1 食当たりの額

を定めること。ただし、食物アレルギー等の疾患により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止されているときは、次の各号に定める額とすること。

- (1) 牛乳の学校給食を停止されている場合 1食当たりの額から牛乳に係る費用に相当する額を控除した額
- (2) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合 牛乳に係る費用に相当する額

7 学校給食費の徴収

保護者等及び教職員等から次の各号に定める額を学校給食費として徴収すること及び臨時喫食者から学校給食費を徴収すること。

- (1) 4月から翌年の2月（中学校3年生は、1月）まで（8月及び次号に掲げる月を除く。） 学校給食費の額に実施基準回数を乗じて得た額をその年度の学校給食を実施する予定の月数で除して得た額
- (2) 3月（中学校3年生は、2月）及び転出その他の理由により学校給食を受けなくなった場合におけるその理由が発生した日の属する月 学校給食費の額にその年度において学校給食を受けた回数に乗じて得た額から既に徴収した額を減じた額

8 学校給食費の納期限

条例第5条の規則で定める納期限は、毎月27日とすること。ただし、臨時喫食者にあつては、納入通知書に指定する日とすること。

9 学校給食費の減免

条例第6条の規定により規則で定める学校給食費の減免の基準は、次に定めるとおりとすること。

- (1) 火災、風水害、地震その他これらに類する災害により学校給食費の支払が困難と認めるときは、学校給食費の全額を免除する。
- (2) その他教育長が特に必要と認めるときは、教育長が定める額を減額する。

10 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

11 施行期日

令和3年12月1日とすること。

12 経過措置

小学校における学校給食については、令和4年4月1日から規則の規定を適用すること。

秦野市学校給食運営審議会規則制定案要綱

1 委員

秦野市学校給食運営審議会の委員は、10名とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱すること。

- (1) 児童又は生徒の保護者等を代表する者
- (2) 公募の市民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期

委員の任期は、2年とすること。ただし、再任することができるものとする。

3 施行期日

公布の日とすること。